



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 ディービーエックス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 若林 誠
(JASDAQ・コード番号: 3079)
問い合わせ先 IR・広報室長 田島恵美子
TEL 03-5985-6827

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 20 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 23 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 今後の事業の拡大に備え、現行定款第 2 条について事業目的の追加を行うものであります。また、事業目的の追加にともなう号数の変更を併せて行うものであります。
- (2) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第 5 条（発行可能株式総数）に定める当社の発行可能株式総数を 208 万株から 550 万株に増加させるものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律 88 号、以下「決済合理化法」という）の施行にともない、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第 8 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことにともない、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。
 - ④ その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

(4) その他、条数の変更を行うとともに、一部字句の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

定款変更の効力発生予定日 平成 21 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を表します)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) <u>第2条</u> 1 医療医用機器並びに関連周辺機器の 輸出入及び製造販売業、修理業務、賃 貸業、リース業 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>5</u> <u>6</u> <u>7</u> 滅菌用装置の研究・開発・販売とその 修理業務 <u>8</u> 文書の作成、発送、受付業務の請負 (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>208 万</u> <u>株</u>とする。 <u>(株券の発行)</u> <u>第8条</u> 当会社は株式に係る株券を発行する。 <u>2</u> 前項の規定にかかわらず、当会社は 単元未満株式に係る株券を発行しな いことができる。 (単元未満株主の権利制限) 第<u>9</u>条 (株主名簿管理人) 第<u>10</u>条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選定 する。	(目 的) <u>第2条</u> 1 医療医用機器、<u>関連周辺機器ならびに関</u> <u>連材料の輸出入および製造販売業、修理</u> <u>業務、賃貸業、リース業</u> <u>5</u> <u>健康および医療に関する機器・器具の輸</u> <u>出入および製造販売業、修理業務、賃貸</u> <u>業、リース業</u> <u>6</u> <u>医薬品、医薬部外品、化粧品、健康食品、</u> <u>日用雑貨品の輸出入および製造販売業、</u> <u>修理業務、賃貸業、リース業</u> <u>7</u> <u>8</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>550 万</u> <u>株</u>とする。 <u>(削除)</u> (単元未満株主の権利制限) 第<u>8</u>条 (株主名簿管理人) 第<u>9</u>条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱 場所は、取締役会の決議によって選定 する。

現 行 定 款	変 更 案
<u>3</u> 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 （株式取扱規則） 第 <u>11</u> 条 当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第 <u>12</u> 条～第 <u>41</u> 条 （条文省略） <u>（新設）</u>	<u>（削除）</u> （株式取扱規則） 第 <u>10</u> 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第 <u>11</u> 条～第 <u>40</u> 条 （条文省略と条数の繰上げ） 付則 第<u>1</u>条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第<u>2</u>条 当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第<u>3</u>条 本付則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。